

中華人民共和国による弾道ミサイルの発射に対する意見書

中華人民共和国は、去る8月4日から9日にかけて、台湾周辺海域で重要軍事演習行動を実施し、初日に同国内陸部及び沿岸部より弾道ミサイルを発射して、そのうち5発が波照間島南西沖の我が国排他的経済水域(E E Z)に落下し、1発が与那国島から北北西約80キロメートルに落下した。

今回の弾道ミサイルが我が国E E Z内外の沖縄近海に落下したことは、地域住民はもとより漁業関係者に大きな衝撃を与えており、与那国町漁業協同組合では、8月8日まで漁業者に対して漁の自粛要請を行い、沖縄県漁業協同組合も加盟する全36漁業組合に注意喚起及び台湾周辺での操業自粛を呼びかける事態となり、経済活動にも大きな影響を及ぼしている。

中国による今般の一連の行動は、我が国の安全保障及び国民の安全に関わる重大な問題であり、偶発的な軍事衝突の危険性を高め、国際社会の平和と安定に深刻な影響を与えるものである。

よって本村議会は、村民の不安除去や生命・財産と生活環境を守る立場から、このような軍事演習は到底看過できるものではなく、中華人民共和国による沖縄周辺海域での軍事演習の実施及び我が国排他的経済水域(E E Z)に向けた弾道ミサイルの発射に対し厳重に抗議し、軍事ではなく冷静かつ平和的な話し合いによる外交交渉で解決するよう強く要求する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月15日

沖縄県国頭村議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣